

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度の
保険料について

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成26年度の保険料につきましては、7月に個別に郵送でお知らせします。

<保険料の計算方法>

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成25中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
 - 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

保険料の軽減

①均等割の軽減

- ◆ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ◆ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ◆ 昭和24年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割減額	【年額】 5,147円
33万円	8.5割減額	【年額】 7,720円
33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)	5割減額	【年額】 25,736円
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割減額	【年額】 41,177円

②所得割の軽減

- ◆ 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ◆ この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課国保医療グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■ 問合せ

- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
- ・ 住民課国保医療グループ
☎74-3002

保険料のお支払い方法

保険料の支払い方法は、基本的には年金からの天引きとなりますが、「口座振替」を選ぶこともできます。「口座振替」を希望される方は、住民課国保医療グループへお申し出ください。申し込みに必要なもの…本人の保険証・お支払する口座の預金通帳とお届け印

- ◆ 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- ◆ 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)